

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]		[現 行]	
第 1 章 総則 第 1 条～第 2 条 （略） （用語の定義） 第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使します。		第 1 章 総則 第 1 条～第 2 条 （略） （用語の定義） 第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使します。	
用 語	内 容	用 語	内 容
1 ～ 4 （略）	（略）	1 ～ 4 （略）	（略）
5 特定 C A T V 事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シィ・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、K B N株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク、株式会社 K C N京都、株式会社上田ケーブルビジョン又は鹿沼ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、CCNet 株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、シーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社、知多メディアネットワーク株式会社、株式会社 Goolight、株式会社新川インフォメーションセンター、株式会社ケーブルテレビ可児、スターキャット株式会社、グリーンシティコム株式会社、株式会社広域高速ネット二九六、エルシーバイ株式会社又は知多半島ケーブルネットワーク株式会社、株式会社大垣ケーブルテレビ、となみ衛星通信テレビ株式会社、高岡ケーブルネットワーク株式会社、K ビジョン株式会社、西尾張シーエーティーヴィ株式会社、こまどりケーブル株式会社、河口市湖有線テレビ放送有限会社、株式会社あさがおテレビ、株式会社 TAM、玉島テレビ放送株式会社、株式会社御前崎ケーブルテレビ、株式会社 ZTV、YOU テレビ株式会社、宇都宮ケーブルテレビ株式会社、株式会社四国中央テレビ、ミクスネットワーク株式会社又は BTV 株式会社	5 特定 C A T V 事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シィ・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、K B N株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク、株式会社 K C N京都、株式会社上田ケーブルビジョン又は鹿沼ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、CCNet 株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、シーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社、知多メディアネットワーク株式会社、株式会社 Goolight、株式会社新川インフォメーションセンター、株式会社ケーブルテレビ可児、スターキャット株式会社、グリーンシティコム株式会社、株式会社広域高速ネット二九六、エルシーバイ株式会社又は知多半島ケーブルネットワーク株式会社、株式会社大垣ケーブルテレビ、となみ衛星通信テレビ株式会社、高岡ケーブルネットワーク株式会社、K ビジョン株式会社、西尾張シーエーティーヴィ株式会社、こまどりケーブル株式会社、河口市湖有線テレビ放送有限会社、株式会社あさがおテレビ、株式会社 TAM、玉島テレビ放送株式会社、株式会社御前崎ケーブルテレビ、株式会社 ZTV、YOU テレビ株式会社、宇都宮ケーブルテレビ株式会社、株式会社四国中央テレビ又はミクスネットワーク株式会社
6 ～ 31 （略）	（略）	6 ～ 31 （略）	（略）
第 2 章 （略） 第 3 章 I P 通信網契約 第 1 節 契約の種別 （契約の種別） 第 7 条 I P 通信網契約には、次の種別があります。 (1)～(3) （略） 2 （略）		第 2 章 （略） 第 3 章 I P 通信網契約 第 1 節 契約の種別 （契約の種別） 第 7 条 I P 通信網契約には、次の種別があります。 (1)～(3) （略） 2 （略）	

3 第1項に規定する第3種契約には、次表に定める特定CATV事業者ごとに種別があります。

種 別	事 業 者 名
(略)	(略)
第3－54種契約	BTV 株式会社

第2節～第3節 (略)

第4章～第15章 (略)

料金表 (略)

別表1～別表3 (略)

附 則 (令和8年8月13日渉外 000600000323-01 号)
(実施期日)

1 この改正規定は、令和8年9月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったIP通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 第1項に規定する第3種契約には、次表に定める特定CATV事業者ごとに種別があります。

種 別	事 業 者 名
(略)	(略)

第2節～第3節 (略)

第4章～第15章 (略)

料金表 (略)

別表1～別表3 (略)